

(第一類 第二號)

衆第一 二十四回 議國會 地方行政委員會

第十二号

昭和三十一年二月二十四日(金曜日)

午後

出席委員
委員長 大矢 省三君

理事 亀山 孝一君 理事 鈴木 直人君
理事 永田 亮一君 理事 古井 喜實君

瑞事 吉田 重延君
川崎末五郎君
櫻内 義雄君
徳田與吉郎君
難尾 弘吉君
木崎 茂男君
渡海元三郎君

出席國務大臣 山崎 嶽君
川村 繼義君 加賀田 進君
坂本 泰良君 五島 虎雄君
門司 亮君

出席政府委員　國務大臣　太田　正孝君
　　總理府事務官（自　　治厅税務部長）　　奥野　誠亮君
委員外の出席者

二月二十四日

委員山崎巖君及び勝間田清一君辞任につき、その補欠として三木武夫君及び坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

二月十三日

市町村公平委員会存置に関する請願
(山下榮二君紹介)(第八二〇号)

第一類第二号 地方行政委員會議録第十二号 昭和三十一年二月二十四日

二〇五

市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願(福田昌子君紹介) (第八)

○大矢委員長 これより会議を開きます。

形標準課税になつておるのであります
が、私鉄の会社の中には、赤字で配當

ではなしに、事業の規模を表わすようなものをとつた方がいいのではない

私鉄に対する事業税改正に関する請
願(永田亮一君紹介)(第八二三号)
同(内藤友明君紹介)(第八二三号)
同(宇田耕一君紹介)(第八五一号)
司(五島亮准君紹介)(第八九二号)
案を議題といたします。本案について
は昨日質疑を打ち切りましたので、
本日は直ちに討論に移りたいと思
います。
別に討論の重音でござりませ
し。

（門司亮君紹介）（第八一二四号）
（横山利秋君紹介）（第八二五号）
（山口丈太郎君紹介）（第八九六号）

軽油引取税の設定反対に関する請願
で、直ちに採決に移ります。入場譲与
税法の一部を改正する法律案に賛成の
諸君の起立を求めます。

○大矢委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決します。本案に對する委員会報告書の作成につきましては、委員長より一括と頂くこと、二点あります。

地方自治法の改正に関する請願(山口支太郎君紹介)(第八九〇号)
町村合併促進法の一部改正に関する請願(小牧次生君紹介)(第八九五号)
審査を本委員会に付託された。

○大矢委員長 御異議なければさよう
が、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
取り計らいます。

○大矢委員長 次に地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律

入場譲り税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二六号)
地方交付税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五〇号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案（内閣提出第六四号） 永田亮一君。

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六九号)

けであります。

○永田委員　ただいまの御説明で、と、大体私鉄などは地方公共団体から受ける便益が相当にあるから、益的ない意味において外形標準課税になつたと、私は考えてみますのに、なるほど私鉄は地方公共団体からいろいろ便益を受けている面もあるうかと思います。しかし同時に、地方公共団体の方はより以上私鉄から便益を受けていると思うのです。益的立場ということだけを考えてみると、一体どちらが利益を受けているのか。地方公共団体が受けているか私鉄が受けているかこれを考えてみたときに、私鉄が地方団体から受けている便益の度合いと地方団体が受けている便益の度合いを比較してみると、地方団体の方が利益を受けていると思うのです。かりに私鉄が赤字でつぶれてやめたということになりますと、その地方における住民はとたんに困ります。私の方のいなかでも私鉄が赤字で困つておる。それならもうやめてしまえばよいわけありますが、やめたとなるとその土地の人たちが学校へ通うとかその他の点で非常な不便を感じる。赤字でありながらみすみすこれをやめることができない。そういう点を考えてみますと、むしろ益的な原則というものは、地方公共団体の方がより強く受けおると感ずる。それから今までしゃうづ告のときにもういう問題が起きまして、二十九年からこれをあります。この附加価値税の考え方で、といふものは、これは昭和二十五年ですかしゃうづ告のときにもういう問題が起きまして、二十九年からこれを

実行するということになつておつた。ところがあるのようによつてこれが実行されなかつた。なぜ実行されなかつたかといふと、これはいろいろの欠点があつたからであります。が、特にその中でも附加価値税の前提となるものは、その負担が消費者に転嫁されるということを予定しておつたのだろうと思うのです。ところが現在の国内の経済情勢から考えてみると、まして、特に私鉄などの場合に、その運賃を転嫁するということは非常に困難なんです。それで国会などで附加価値税の問題がいろいろと議論されて、とうとう日の目を見なかつた、こういう経過があるわけです。私鉄がその運賃を消費者にそのまま転嫁できない、こういうことをいろいろ考えてみましたときに、しかも赤字で経営ができるからといって、つぶしてしまうわけにはいかない。こういうものに対しまで収益があつてもなくとも赤字で配当ができるない。そういうところにまで外形標準課税をするということは、これは間違つた行き方ではないか。少なくとも応益的な見地から考えてみて、応益的でなしに応能的な考慮を払うべきではないかと考えておるわけであります。こうしたことについて、一応御説明を願いたいと思います。

をはかつていくわけでありまして、その全体の福祉の向上をはかつていく経費を、構成員がどう負担し合っていくのか。その負担し合う場合に事業を行っているものは、事業の規模に応じて経費を負担した方がよろしいのではないか、こういうことを申し上げたわけであります。

第二点は税を転嫁することが困難ではないか、こういうお話をございましてあります。私たちには運賃をきめます場合に、コスト計算が行われて、そうして運輸省で運賃の認可がされると思っておるのであります。その場合に事業税はどういう形において負担を求められるものであるかということは、法律に明瞭化になっていきます以上は、その料金の基礎に当然算入していくと考えておるのであります。もとより事業税相当額を料金の基礎に算入いたしまして、一たび定められた料金が、その後物価に変動をしてくるとかいろいろな事情で、さらにこれを引き上げなければならぬ、こういう問題になりましても、公共事業なるがゆえに、なかなか簡単に料金の改訂が行えない。その間において企業は転嫁が困難であるとか、あるいは負担が困難であるとかいうような問題が起ることは、私は否定いたしません、その通りだと思うのであります。しかしながらやはり料金統制が行われています以上は、その料金政策の見地から考えて、その企業が当該地方団体にどれくらい経費分担をし得るのか、これを無視されても困るのじやないか。やはり料金をきめます場合に、当該地方団体に対してどれくらいの経費を負担すべきであるか、あるいは負担した方がよろしいのではないか、こういうことを申し上げたわけであります。

いたいと思うのであります。私鉄の場合は、きめられた料金は守つていいだるだろう。守つていける以上は、その料金の基礎に間違いがない限りは結局転嫁していく、こういうことになるのじやなかろうか、こういうように思つております。しかしまとより企業化等の問題もありますので、必ずしも転嫁を予想しておるというわけのものではありません。独占的な企業でありますので、その料金は守つていけるだろう、かように申し上げておるのであります。

ておる、こういう矛盾したことがあるのです。地方においてはバス会社が競争しておるところが、鉄道会社が競争しておるところが、どちらもその競争で、入税課に残されておる、こういう状態が全国各地にあるのです。バス会社が取収課税でなく去年の国会で訂正をされておるのに、私鉄のみがまま子扱いをされて取扱税に残されておる、どうも私にはわからぬ。この点を一つ御説明願いたいと思います。

かし料金が少くなるとか、経費が苦しかった場合にどこにしわを寄せるか。まず税にしわを寄せるといふこと、これは経費から払われる事業税の性格から考えますと、すぐにそう結論を出されることは困るのじやないか。利潤にもしわ寄せをしてもらいたい、あるいは経営者の取り分にもしわ寄せしてもらいたい。場合によっては従業員の昇給もある意味においては困難になろうと思います。やはり相対的に考えていかなければならないのじやないか、こういう見地から経費から払われる税金としまして収入金額を課税基準にしていくのだ、こう考へておきましていくのです。

か悪いいろいろな問題がございまして、
考えた場合には、バス事業も収入金額
課税がよろしいのだと思うわけでありますけれども、それはやはり私鉄との
関係において規模が若干違うから所得
標準課税にしております。これも一つの考え方だらうと思います。課税方式
に問題があるのであります。収入金額
を課税標準として、一・五%という税率
がいいのか悪いのか、これは私は大いに議論
があると思うのであります。が、課税標準としてはやり収入金額を
課税標準にした方がいいのではないか
か、こういう考え方を持つておるので
ございます。

対して、これが所得課税であるにかかわらず私鉄のみに外形標準課税を行なうという理由がどうもわからない。こうした点を一点お聞きしたいのです。

さらに先ほど申されました附加価値税の考え方でありますと、なるほどさつきおっしゃいましたように、資本に対する利子を与える、土地に対する地代を与える、労働に対する賃金を与える、企業に対する利潤を与える、こういふことは経済原論に出ておることでありますと、申すまでもないことがあります。これに対して今部長は、さらに地方団体の用益に対する地方税を支払うべきだという御議論であったと思うのであります。これは附加価値税の考え方があるわけでありますと、こういう考え方に対する、国会が二十五年から二十九年までいろいろと論議を尽して、その実際の執行の場面になつてみると、不都合な点がたくさんあるという結論が出て、これが実行されなかつたことは御承知の通りであります。大体において法人が五割程度増加し、個人が五割程度減少するということでありまして、法人関係に反対論が多くたつたということは、当然のことでありますと、これが実行されなかつたといふことは、私は妥当じゃないと思います。

さらに多くの人を使っておる産業、こういうものに対しても附加価値税的な考え方、地方団体の用益に対する地方税を払うべきだという考え方の方は、私は当らないのではないかという気がするのでありますと、こういう点についても御意見を承わりたいと思います。

○鈴木(直)委員 ちよつと関連して。かつて地方税といたしまして事業税をやめて附加価値税にするという考え方が、当時の司令部方面からサゼスチョーがありまして、そうして附加価値税を採用するような法案が出たことがあります。そのときに、地方税といふもののは、地方の公共団体にはある程度世評は、になつておるのだから、それに對しては、事業税ではなく、外形標準課税による課税方式をとる附加価値税でいくべきであります。そのとき、地方公共団体に納めるという意味からして、所得税の付加税に類するような事業税でなく、附加価値税による課税方式をとる附加価値税でいくべきであります。その後の経過によりまして、附加価値税は廃止されまして事業税一本という地方税体系として進んでおるわけであります。そういう考え方を持ちますと、事業税というものの本質は、やはり所得課税というのが性格的に正しいのではないか、附加価値税的な外形標準課税を事業税に置きかえるというなら別であります。ですが、附加価値税を廃して事業税一本でいくという現状の税体系をとつていく上におきましては、やはり事業税の本質である所得課税ということでもいくのが正しいのではないかというふうに理論的には考えるわけであります。ところが一部のものに――今問題になつておる点もそうでありましょうが、一部のものにのみ事業税の課税方式を附加価値税的な外形標準課税にするということは、やはり筋としては例外的なものであるから、強くそれがあるべき姿であるという主張をとるべきです。

お話によると、それが正しいといううな確信を持った答弁のようですが、やはり事業税としては例外的なものであるけれども、それを事業課税方式じゃないかというふうに考ておるのであります。従つて、例外に直すと、地方の財源に非常に不足来たすというようなことがあるとかあるいはそれをとっても、大企業の鉄などは相当地方のお世話になつてゐるのだから、例外的にやむを得ない程度の論拠じやないかといふに私は考えるのであります。先ほどお話を聞きますと、どうもこれが正しい課税方式であるというふうに確信持つていらっしゃるようでありますけれども、その点もあわせて聞いておきたいと思います。

したものから得ておりまする税収入が五十四億六千二百万円となつております。これを所得課税に置き直しますと二十億五百万円になるわけでありまして、差引三十四億五千七百万円の増収を得ておるわけであります。それでは現在の地方税法の建前で所得課税を本体にしているのか、外形課税を例外的にしているのか、こういう問題でありますけれども、これは法文に現われております言葉から申しますと、第七十二条に所得または収入金額によるのだ、こう書いてあるわけでありまして、実はどちらが原則だというふうにもうたつていいわけであります。立案して参りました当時にもやはり事業税は応益課税の方がいいのじゃないか、もし応能的な課税をしていくとしますならば、事業税と府県民税とが全く重複するじゃないか、こういうことも申し上げられると思うのであります。従いましてまた事業税につきましては単に外形課税だけやございませんで、法人税の場合とは異なった取扱いを幾多いたしているわけであります。たとえば重要物資製造業につきましては、法人税は免除いたしまして、事業税は課税する、あるいは増資配当分につきましては、法人税の場合には一割を限度にして損金算入を認められけれども、事業税には認めないと、そういうような式に幾多の例外を設けて参つてきているわけであります。もともと料金を決定します場合に、事業税は売り上げ金額の一・五%、これを私鉄から府県に納めさせていくのだ、こいう法律の建前になつておるから、料金をきめる場合には一応積み上げました金額に一・五%を加算して参つて

きておるわけであります。その場合に利潤は一般的の私企業よりもある程度制限していかくという考え方も立とうかと思うのであります。もし利潤を基礎にして加算をしてもいいといふことになるならば、おのずから料金をきめる場合の基礎が立つてくるのではないかと思ひます。こう思つております。やはり料金をきめます場合には、府県に払うべき事業税相当額も基礎にいたして算定してもらいたい。また事実こういう問題を特に地方財政上非常に問題にいたしましたのは、戦後のインフレ時代において料金を極度に押えて参りまして、自然地方団体に支出して参りまする金額というものが、利益を標準にいたしました限りはほとんどゼロになってしまいますと、こういう問題もあつたわけであります。それで、やはり事業税の本質からいきまして、料金算定の場合にどれくらい負担すべきかということとも考えてもらわなければいかぬじゃないか、こういう考え方もいたしているわけであります。

で、外形標準課税を押しつけるといふことではもうやつていけません。そういう会社はつぶれてしまつ。先ほど野君も収入の点を言わされましたが、本益原則によつて外形標準課税によれば、これこれの増収があると言われましたけれども、もしも赤字で困つてゐる会社に、さらに事業税をどんどんかけていくといふことになりますならば、私鉄は經營をやめてしまうだろうと思つたのです。そうすればこれは元々子もなくなるのでありますから、ゼロといふことになります。こういう点も考えてみると、増収がこれだけになるという点からのみ應益原則を適用するといふことは、大きな損をする事になる。こういう点を特に考えてもらいたいと思うのです。

いうことになるのです。さらに安月給のサラリーマンなんかが会社へ通うのに交通費が非常に高くなつてくる。こういう点も考えてみて、私は応益原則のみを振り回すということが、社会情勢から見て適當かどうか。今の情勢から考えてみて、私鉄をこういう面でいじめることばかりが能ではないと思うのです。私鉄も營利会社でありますから、つぶされる前にはいろいろながきをすると思う。そういう点をよく考えみて、しばれるところからはしぶた方が得だという考え方をやっておつたら、結局は大きな損をするということを申し上げたいのです。

それからさつきのバスと私鉄を区別するということは、私はどうも納得がいかない。その点ももう一べん御説明を願いたいと思います。

○奥野政府委員 バス事業を事業税のうちで収益課税をします部分から除外いたしましたのは、先ほど申し上げた経緯でございます。おつしやいます通り、同列に扱つた方がなおより公平にいくのではないだろうかという感じはいたしております。そなだからといつて今のような形になつておることが認められないのだというほどのものでもない、そのようにお答えをしておつたわけであります。バス事業を私鉄が兼営する、こういうのは非常に多くなつてきていると思います。この兼営部門をはずしまして、バス事業と私鉄事業とを比較いたしました場合には、縦体的に見ましてやはり私鉄事業の方が全体として規模が大きいのではないか、また独占性も強いのではないかだろうか、こういうことが申し上げられるのではないか、こう思つておるわけであ

ります。

それから第二点の、収益のなくなってきたものに対しても事業税を納めさせる、これは不合理ではないかといふお話をござります。これはやはり収益がなくなってきたら固定資産税もやめるべきだ、こういう議論もある一面においては通ずるのではないかだろうか、こう思つておるわけであります。応益的な負担として市町村に固定資産税、応益的な負担として府県の事業税、しかも事業税については今課税標準を変えるということは、附加価値税の例をとつて鈴木さんがおっしゃいました通り、いろいろ疑問を与えることは適当ではないと思うであります。そういう意味からいたしまして、結局あれは今永田さんが御指摘になりましたが、行わぬできたわけでありますけれども、料金統制の行われているものにつきましては、料金に算入すればそれは可能になるのぢやないか。その場合に事業税は法律通り料金に算入するけれども、利潤はあまり認めない、あるいは多く認める、こういう料金のきめ方もあり得ると思うであります。あるいはまた料金決定のその後の事情の変化によるズレというのもあり得ると思うであります。料金の決定の仕方は可能になります。料金の決定の方についていろいろ議論はあると思ふうのでありますけれども、料金統制の行われるものにつきましては、事業税負担分を的確に算入してもらいたい。算入された以上は独占企業で守られるはずだから守られたものは府県に税負担として出してもらえないだろあります。もとよりそれがために私は鉄が經營できなくなつてしまふという

ことは地方団体としても大問題でございますし、これはやはり道路政策なり私鉄政策なり、地方団体がいろいろ考えまして、減免措置をとりますとかあるいは積極的に徵稅政策をとりますとか、それはまた別の見地から行わるといいのじやないか。税負担という問題とその私鉄を発展させていくと、いう問題と、これは別個の見地から取扱わるべきいかなければならぬじやないか、こういう考え方を今同時にいたしておりますわけであります。また地方団体が積極的にそういう施策をとりますことを、私は別に悪い問題だと思っていいわけであります。課稅政策としてはこういう料金統制の行われている事業につきまする課稅標準は、収入金額に求めた方がいいのじやないか、こういう考え方方はいたしておるわけでござります。

達しておるところが、ちよとうど領収がトントンになるのです。それ以上の収入を得ておる会社は、つまり東京で言うと大きな会社です。そういうところはそれ以上に収入を上げているのです。だから外形標準課税にするよりも所得課税にした方が税金がたくさん上ります。私が申し上げたいのは赤字で四苦八苦して、しかも苦心慘憺として経営をしておる会社をいじめるのがよいのか、それとも非常な大規模の会社でうんと利潤を上げておる、二割も三割も配当しておる会社があるかと思いますが、一割五分をこえて配当しておるもののが全国で八社あります。そういうところからどんどんとつたらいいじゃないですか。私の考えは所得課税にすれば、そういうふうにうんともうかつておる大きな会社から税金がよけい入ってくるのです。外形標準課税にした場合には、そういう会社からの収入が少ないので。所得課税にした方がそういうもうかつておる大企業からの収入はふえるのです。私はその地方における軽便鉄道のような小さな会社をいじめるよりも、むしろ収入という点を考えるならば所得課税にして、大規模のうんともうかつておる会社からるべきだという考え方を持つておるわけであります。

ほと学生の問題やサラリーマンの問題を申しましたが、こういう方面に転換をするということが非常にむずかしい、それでこれを一緒に考えてみると、その事業が所得課税になつておるにかかるわらず私鉄のみが所得課税にならぬい、この理由がどうもわからない、これも一つ御説明願いたいと思います。

○奥野政府委員 最初の問題は非常な利益を上げているところがあるのでから、同じ私鉄でもそういうところから事業税をうんとたくさんとればよろしいじゃないか、こういう御議論があります。この問題につきましては永田さん自身がお触れになりましたように、所得に累積して課税をしていくということは企業意欲というものを阻害して、資本の蓄積をはかつていく場合になるだけ避けた方がよろしいじゃないか、こういう御意見もあるようござります。もとより利益をたくさん上げますと法人税でありますとかあるいは府県民税、市町村民税においてたくさん税負担をしていただくわけであります。あらゆる税の形においてよけい負担させる、こういうことは税の体系としては避けた方がいいのではないだろうかといふふうに思うのであります。税はそれぞれ基礎が異なつておるわけでございますので、そういう意味においては所得に累積して課税していく、その結果企業意欲の面においても悪い影響を与える、これは避けた方がいいんじゃないかな、しかし別の見地で法人税や住民税で相当の税収を得ていて、税はそれぞれ基礎が異なつておるわけでございますので、そういう考

え方を持つておるわけござります。もとより私は収入金額課税をやつておりますものについての負担が、これでよろしいのだということを申し上げておるわけではございませんで、もし地方財政の状況が許すならば税率は下げたい、こういう気持は多分に持つておるわけであります。しかしながら現状においてはそれがかないませんので、先ほど申し上げましたようにこういう課税方式のもとに三十四億五千七百万円の增收を得ておるわけであります。これはしかし今申し上げましたような見地から将来なお考えていかなければならぬだらうというふうに思つております。転嫁の問題につきましては、これは競合線等において問題があるかもしれませんけれども、料金が維持できないということでもないんじやないのだろうか、ただ料金を高くした場合にはそれその利用者が少くなつてくるとかいうふうな式の問題は出て参るだらうと思いますけれども、その場合におきましてもやはり固定資産税と事業税というふうなものを同じような性格に考えておりますので、別の見地からの徵稅を地方団体としては考えていくべきであろうけれども、税の基本をそれがために変えるといふことはできる限り避けたいきたいのだ、こう申し上げるわけであります。なお御承知だと思うのでありますけれども、現在臨時税制調査会におきまして三十二年度以降の税体系をどうするかという問題が起っております。これに對しまして大蔵省の事務当局が一つの提案をしておるだけのことでありまして、どういう方向をとるかわかりませぬけれども、わが国の税制は二十五年

の改革後直接税中心主義をとり過ぎた、もう少し間接税に移行していくべきだ、しかし間接税についてもなかなか適当な方法もないが、一つの案として売り上げ税または附加価値税を作ることによって流通税をふやす、その反面法人税や所得税を減税したらどうか、これとの関連において事業税の存廃を考えたらどうだろうか、こういう提案をいたしておるわけであります。言いかえれば売り上げ税課税と言いましょうか、昔ありましたような取引高税と申しましようかあるいは附加価値税と申しましようか、流通税的な面、こういうところになお将来税収入を相当求めていつたらいんじやないだろうか、こういう考え方も実は相當多くの人に抱かれている考え方であります。そういうふうなことをあわせて考えて参りますと、独占的な企業であつて料金統制が行われて、その料金の事業税相当額を算入していくける。その料金が維持されていく。それならば維持されただけのものは県に経費の負担分として納めていく、こういう考え方もできるのじやないか。結局課税形式の問題ではなく、一・五%という税率が高過ぎるという議論になつてくるのじやないか、こういう気持を持つておるわけになります。しかし御指摘になりました点は幾多の問題を包蔵しておるわけでありまして、将来も十分検討していかなければならぬ問題だと思います。端的に申し上げればこの税率を引き下げるのことじやないかということを、率直にお答えしておるわけであります。

ただ奥野さんは三十四億増収になるということを盛んにおっしゃいますけれども、これは今言った中小の私鉄がほとんどに犠牲的に行なつておるのであります。これがほんとうの資本家の立場から者も、これはやめたと言つて運転をやめてしまえば、三十四億の増収どころかうんと減収になるのですから、この点から者も考えてみても赤字になるのだから、おれはやめたと言つて運転をやめてしまえば入らない。しかもそのために全国民がどれだけそれによつて不便を受け、損害を受けるかということを考えてみたときに、私はこういう小さな困つておる赤字の私鉄を今後育成して、ある程度の税金が当然納められる程度に発達するまでの外形標準課税をやめるべきだ。所得課税によつて、所得に応じて課税をやっていくべきだ。所得があるうがなかろうが、税金を納めるといふやうの方はどうも納得ができない。これは意見であります、申し上げます。

これを埋めようとなれば、結局米軍車の使用いたしておりますこれらについても、何らかの処置がとらるべきではないかと考えるのであります。これに対する大臣のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○太田国務大臣　米軍使用の土地に通じて、何かおっしゃる事は御承知の通り行政協定に基く法律によりまして、かけられなくなつております。防衛廳関係の土地等についても同様な整理でござります。しかるにこういう土地があるために、その自治体が、別にたくさん費用を払うとかいうような実のあることも御指摘の通りでござります。今のところこれをかけるということは、今の条約に基く法律によりますことは、でき得ないことである。さりとて自治体は非常な負担を受けるのをどうするか。結局のところ今までとつておるやり方は特別交付税等によりまして、そういう点を見ていこう。はなはだ不十分ではございますが、たとえば横浜とか呉とかいうような地域に対しまして、今とつておるやり方は、かようなり方でござります。決して完全とは考えておりません。

○門司委員　完全とお見えになつていな。これはよくわかりますが、なお私は私どもの考え方から申し上げますと、固定資産税というような考え方だけでなくして、ここに使っております。なるほど行政協定第三条の規定から見ますと、

電気その他は、非常にたくさんの量を使っておるのであります。なるほど行政協定第三条の規定から見ますと、

ういうものに直接課税することは困難であると思う。しかし國は地方自治体に何らかの責任を負うべきであるといふことは考えられるのであります。

従つて大臣の御答弁のようなことがあります。物件までにかりに税金がかけられるというようなことになつて参りますといふ。横須賀市だけでも市から提出いたしてあります資料を見ますると、大体五等二千万円という大きな数字になつております。もしこの金額があるならば、横須賀市は決して今のよくな状態ではないと思う。従つて三公社に納付をさせるということにして政府はお気づきになるならば、やはり同じようにこれらの当該市町村もお考えになつたんだな、ことの方が妥当ではないかと考えますが、そういうことが考えられるかどうか、もう一応大臣の御答弁を伺つていただきたい。

○**奥野政
府委員** 奥の海軍工廠は大部
分日本の会社、工場に貸付をいたして
おります。この部分につきましては、
今回の国有資産等所在地町村交付金の
対象になるわけでございます。ただ御
指摘になりましたアメリカ合衆国に貸
し付けております部分につきまして
は、貸付資産でありましても交付金の
対象にならない、こういう規定を今回
置いておるわけであります。それに関
連して門司さんがいろいろ御指摘に
なつておられる問題は、実は知らなか
ったわけじやございません。十分承
知しておったわけじやございますが、い
ろいろ問題がございまして、なかなか
ここまで解決が至らなかつたというの
が本心でございます。昨年鈴木委員か
ら国有林野所在市町村交付金制度につ
いていろいろ欠陥を御指摘になり、ぜひ
制度化したいということをお答えし
ておつたのでありますが、これは幸い
にして制度化していただいたわけであ
ります。門司さんの御指摘の問題もい
ろいろ考えたわけでありますが、大臣
が御答弁になりましたように、防衛庁
において使用しております公有資産と
の関連におきまして解決に至らなかつ
たのであります。そのアメリカ合衆
国が使用しておる資産でありまして
も、飛行場でありますとかいうような
ものと、工場的なものと、住宅的なも
のと、こういう振り分け方をして一步
でも前進させることができ可能じゃなか
うか、三十二年度の問題として私たち
町村、地方団体の負担を緩和していき
たい、かのように考えております。

○門司委員 大体それでいいような気
がするが、内容がちょっと違うようには
思ふ。吳の造船所はアメリカが使つて
おるのですね。そしてほとんど無税に
ひとしい治外法権みたいなやり方を
やつておると思う。これについてどう
いうことになつておりますか。一応税
金がかけられておるか、かけられてな
いかということ、この点を十分調査し
てみていただきたい。

○ 奥野政府委員 調査した結果間違つておればお答えを改めたいと思いますが、吳の海軍工廠は、日本の会社にもずいぶん貸しておるわけでありまして、大体これを中心にしまして、三十一年度に國から交付金が三千万円ちょっと吳市にいくことになつております。なおこの点につきましては、横須賀等の問題もありますので、よく調査した上であらためてお答えします。

○門司委員 もう一つは、今のあとから調査するというお話で、大臣は何とかこれを考慮するとかいうお考えのようになりますが、これらの地帯は、実際から申し上げますと、軍の撤退に伴いまするいわゆる解雇問題等も非常に起つて、おりまして、そして財政上にも非常に大きな影響を市に与えております。たとえば吳のごときも、一方においてそういう治外法権的なものがあるかと思うと、今度約八千人の従業員が英豪軍の引揚げに伴つて離職しなければならぬことが当然起つてくる。そうなつて参りますと、それから市民税等の徴収がきわめて困難になると同時に、来年度の市民税は入らないということになつてくる。一方に失業対策費形を現実に出しております。神奈川に

おける相模原市のことは、わずか人口八万くらいのところに、千三百人が首切られておる。あるいは横須賀等においても、三千七百人が首切られておる、こういう大量解雇になつております。市は一方において非常に大きなこういう固定資産を持ちながら、それが単にアメリカ軍が使用しているということだけで、行政協定三条に基く措置ということだけで、財政上の収入がちつともなくして、反面にそういう支出がたくさん課せられておる。こういう問題について政府はもう少しほつきりした処置をとるべきではないか。今回三公社に税金をかけて、そして三公社から当該市町村に出させる。それが地方財政の一つのプラスになるのなら、私はアメリカ軍が使用して、直接にそういう市町村に非常に大きな迷惑をかけている分について、政府が責任を持つて御善処すべきであると考えておりますが、これについてもう少し大臣につっ込んでお話ををしておきたいと思います。政府はこういう問題も考えて、特にこの問題に関する委員会を実行をましても、何ら予算化したものがないのでありますし、ただ関係各省官房長官の田中氏を中心とした委員会ができておる。しかしこれらの委員会におきましても、何ら予算化したものがないのでありますし、ただ関係各省が集まって協議をされるというのにどまつておりますので、その実効のほどは何も上つていない。大臣の所管と多少違うかもしれませんのが、非常に大きな関連を持っておりますので、お聞きしておきたいと思いますが、大臣はこの際こういう問題を解決しますとのために、たとえば駐留軍の引き揚げに伴う善後処理費というような、これは

仮定の名前であります。そういう名前ででも何か予算化して、特別の処置を当該地方にとつていただきたいという御懇願があれば、私は非常に幸いだと思いますが、この点についてのお考えを一つ、もしございましたら御答弁願いたいと思います。

○太田国務大臣 御指摘の駐留軍のいる土地における失業問題、あるいはその地域における自治体の費用がかかること、直接間接の影響などたくさんあると思いますが、ただいまのところ、特別交付税を見ていく以外には方法はない。今回の改正によりまして、ほかに貸したような場合においてはかける規則もできたのでございますが、さらには進んでやつていくという問題になりますと、アメリカとの関係においての協定などとも関連を持つて参りますので、とくとその点を考えてから、また私だけの範囲でもありませんので、よく検討して善処したいと考えております。

○門司委員 私は参考までに申し上げておきますが、たとえばこういう問題の費用の算定は、事実上の問題として厳密に考えられていないのであります。横浜あるいは私のいる神奈川県等に対しても明細なデータがありますので、お示ししてもいいのであります。が、駐留軍がおつて、講和条約発効後における、あるいは二十五年くらいから今日までの、何ら政府の考え方の中にもない、また地方の自治体にもほとんど考えていないかたと思われるような費用、駐留軍がいることのために使った費用というものが、今まで累算すると大体二十億になつております。これらのものは、毎年々々分割し

でありますから、大した費用でないよう
で調べてみると、私は二十億を越えて
いると思います。これは一神奈川県に
おける財政計画の上に載らない余分の
ものであつて、しかもそれは何も神奈川県
川県だけが戦争に負けたわけではござ
いませんで、日本の責任においてこれ
を廻置すべきであると私どもは考えて
おります。こういうことを考えて参りま
すと、これらのことについても十分
御参考にしていただきまして、横須賀
においてあるいは県においてもどこ
においても、大体駐留軍のいる所在地
というものは、こういうたらさん消費
用をかけております。同時に引き揚げ
て参りますあとの始末というものは、
全部自治体が負担なければならぬと
いう形になつております。十分その点
は御考慮を願つておきたいと思
います。

も、現在の地方税の制度における欠陥を委員会の審議の際にいろいろ指摘され、自治庁としてもそれを承認している点も多々あるわけあります。ところが今年また地方税法の改正案が出たのを見ますと、それらの点はほとんど改正されないで、むしろ改悪になつてるのではないか。だから自治庁から出されました今度の地方税法の改正というのは、地方税法改悪事項というよう直した方がいいように思う。というのは、いろいろ大臣の御説明がございましたが、これを通じて見られるところは、地方税のつり合いをとる均衡をはかる、あるいは非課税の範囲を縮小するというような、いろいろな理屈をつけて、新しい税目を立て、増税をはかつているということであります。その結果として、自然増を合せて昨年に比べて三百九十何億かの増収見積りになっている。これはほとんど昨年の税収の一〇%の増収を見ておるわけです。国税の方は五%くらいであります。が、地方税の方は一〇%も増収を見ておるということは、今度の地方税法の改正案なるものは黙っておつても、従来の法律によつても大体において相当額の自然増が出るというにもかかわらず、さらにいろいろな目的税であるとかあるいは交付金、納付金等を作つて、そして結果においては国民の負担をふやすというところに全体の改正案のねらいがある、かのように考へなければならぬと思うのですが、これについての大臣のお考えを承わりたいと思うのであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

百九十二億、そうして法人税の関係及びたばこ税の税率を変えたなど、いわゆる増税に当る部分が、大まかに考えているのですが半分くらいで、自然增收の分が半分くらい、今数字は事務当局から申し上げますが、そういった状況でございまして、国税に対する関係から見ると御指摘のような数字が出るかと思います。しかし増収であるといふと、やはりそんな多い額じゃないと思います。しかし増収であるといふと、やはりそんな多い額じゃないと思います。事実は明確に認めなければならない、こう考えております。数字の点はちよつと御説明をさせます。

○奥野政府委員 先ほどのお尋ねにお答えしておきます。三十九年度税収入の決算見込額は三千六百七十八億八千七百万円ということにならております。

その次の三十年度、三十一年度の間における税の伸びでありますと、譲与税を含めました金額でありますと四百十二億、そのうち譲与税を除きますと四百億になるわけであります。今回の制度改正で百二十億くらいの增收になつておるわけでありますと、それ以外の部分でありますと、大臣がお話しになりましたように税率改訂を行なつておるわけですが、それ以後はことしからであるようなものがないふあつたわけであります。具体的に申し上げますと、たばこ消費税の税率をことしの三月の売上分から引き上げる改正を、昨年の国会で御承認いただいたわけであります。この関係で百八億八千百万円の増加になりました。それから府県民税、市町村民税両方とも、所得割も法人税割も、昨年、所得税や

にさらくに新税を立てたたということは、やはりいろいろな事情があるであつて、しようが、ともかく地方税においては、収をふやすという御方針であることは間違いないと思う。そういう方針ではありますが、地方団体にとつては確かに財源を得ることになりますからうれしいことではありますようが、住民にとつてはやはり負担になるのではないか、こゝでいう点について大臣はどのようにお考えであったか。さらに非課税規定を整理して増収をはかるといいますけれども、しかし現行の地方税法の制度の中には、非常に不公平な問題がほかにたくさんあるはずなのです。一例を上げますと電気税のことときであります。電気税は、現在膨大な部分、全体の四割ぐらいを消費している事業関係について、電気税は無税になつておられます。大量の電気を使って、しかもそれは非常に安い電気であります。安い電気を使って、その事業は電気税を払つておらぬ。その電気料金の額はたしか七百億ぐらいに上ると思ひますが、従つて一〇%とすれば七十億、だからして電気税についても一般家庭では高い。そういう事業家よりも非常に高い電気を使い、さらに一割の電気税等を納めておる。その事実は、はつきりと自治庁は知つてゐるはずなのであります。なぜこういう問題に手をつけなければならなかつたのか。ほかにも固定資産税等においてたくさんございますが、そういう点については何にお考えにならなかつたかどうか、これをまずお伺いしたいのであります。

方をとつて参ってきておるわけであります。従いまして、またわが国の基産業に属する部分におきまして、原科的な役割をしておりまする電気については電気ガス税を課さない、それによってできる限りコストの引き下を、逆に言ひえコストが電気ガス税のために上ることを避けていただきたいのですが、これがまた日本の産業の発展あるはまた輸出振興の面から考えて必不可少なことではなかろうか、こういうような考え方立つておるわけであります。普通の課税免除というよりも電ガス税の性質を消費税に純化していくたい、そういう考え方立つて参つておりますので、それ以外の部分には課税が及ばないようにして参りたいとさうふうに存じておるわけであります。

慮すべきではないか。一〇%全部か
なくとも、五%でも三十五億か四十五
ぐらいの税収は確保されるのです。
ういうことは考えないで国鉄にかけ
とか、そのほかの都市計画税である
かいろいろなものをあさつたようだ
りますが、こういう点については、
は自治厅として、何ら現行制度の是
をはかるという氣持がないのじやな
か、こういうふうにしか考えられな
のです。この電気税の問題について
大臣どうでしようか。

○北山委員 問題を地方制度調査会の方へ持つて、責任をそっちの方に負わせるのですが、しかしそれならば地方制度調査会の答申があれば、自治庁は全部それを実行するか、たゞえば消防施設税について実行するかといえば、それはまたそれで、政府のお考えによつておやめになる。地方制度調査会の方では、やはりいろいろなメンバーがおるでありますようが、いろいろな考慮でもつて、今の電気税についての是正をしない。しかしほかの答申部分についてはしておる。その部分はまた政府の都合によつてやらない。これではいつまでたつても公平なる税制というものはできない。こういう問題ですが、大臣おわかりだろうと思うのですけれども、この点についてはどう思ひますか。

○太田国務大臣 逃げ口上で申し上げるわけではございませんが、税制の改革につきましては、私も非常に頭を悩ましたのでござります。たとえば第一に地方制度調査会で掲げられておった農業事業税、農林事業税でございますか、八十億円を見込んでおるものも問題があります。御指摘の消防施設税、これも問題があります。それぞれ今まで入らたらどうかということにつきましては、審議を重ねましたので、勝手にこれをはずしたわけではございません。農業事業税の問題は、非常に大きな産業政策とも関連を持っておりますし、消防施設税の方は、保険事業との関連も持つておりますので、一応も二応も私どもとしては及ぶ限りの研究をいたのであります。が、どうもこの際に踏み切れない。あるいは財源調整につきましての法人事業税を取り上げるとい

うような問題も、非常にここのある船会に、三十二年度の分として実現を期すと、早く譲った、これが偽わらざる私の感じでございまして、勝手なところばかり取り上げたというような根性でございません。それはあしからず御了承を願いたいと思います。

○北山委員 答申案がいろいろ差し合わせがありあって、そのまま実行できないということをよくわかるのであります。が、問題はだれの意見を聞くかといふことだと思います。この電気税にしても一般家庭はこういうしかけは知らないから黙っているのです。そういう高い電気税、約二百億の電気税を負担をしている。ところが一方においては電力金は払わないし、べらぼうに安い電力量によってやっている事業がある。こういう事業を知らないから一般的の運動にはなってこないのであります。ところが事業家とかあるいは財界方面においては、こういう点は敏感でございますから、たとえば保険事業について消防施設税をやろうと思えば、直ちに政府に対して懇談を申し入れる、あるいは与党に対し懇談会を開いてこれに困るという。そういうことによって結局差しきりがけて、地方制度調査会の答申案が実行できないことに至ります。だからそういう角度からものを考え検討しておれば、いつまでたつたて公平妥当なる税制はできないと思うのです。これは今後の問題でもあります。どうやらそういう今までのようなやり方ではなくて、もつとすつきりとしていて国民の前にほんとうに公平な税

制として、ぜひ税金はこういう仕方で納めて自治体の仕事をやらせてもらいたいということが、堂々と言えるような税制に直していただかなければならぬ。現在の住民税にしても固定資産税にして也非常に不公平であります。それが何年も前から指摘されているのに実行されない。ことしもまた膨大なる税法の改正案を出してきましたが、未梢的な非常にこまかい規定ばかり多くて、ほんとうのかんじんかなめの中身はない。私は改悪であるといわざるを得ないのです。これはあとで討論でもするときに申上げます。

次にお伺いしておきたいと思いますのは、今お話をのようにいずれにしろ約四百億の税の増収があるわけなんなります。それを基本にしてことしの地方財政の計画は組まれている。従って地方団体としては昭和三十一年度において大体この税法なりあるいは地方財政計画の基準に従つて税金をとつておれば、ますます昭和三十一年度は越せると、こういうふうなお考へで財政計画を組み、かつ税制をおきめになつたかように考えてよろしくうござりますか。

○太田国務大臣 大体さようござります。

○北山委員 そうしますと個々の団体によつていろいろ事情が違うかも知れませんけれども、しかし特別増税をやらなくても――やらせるというようなことは政府としては期待しておらない。そこで財政計画に見込んだのは自然増や新税による妥当なる税収計画、収入計画でありますから、それ以上のことをしなくてもいいじゃないかと、私どもは当然そういうのです。従つてこの財

○奥野政府委員 お話を点は御承知の
ように地方財政計画を作つておきます
場合には、地方団体が全体として最小
限度の行政をやつしていくに必要な財源
には事欠かないようという見地で考
えるわけであります。ただこれも御指
摘になつたわけであります、個々の
地方団体によりましては、従来の地方
債について元利償還費が三十一年度で
急に膨大な額になつてくるとか、ある
いはそれその地方団体におきまして
その地方の发展をはかつていくため
に、積極的な施策をいろいろ講ずると
かいうふうな問題がござりますので、
あるいは増税をする、あるいは減税を
するというようなことはもとよりそれ
ぞれにおいて起つてくるだらうという
ふうに思つております。

を直したのでありますから、それを基礎にして指導なさるべきはすだ。従つて税についても大体四百億というような自然増なり新税といふものをお立てになつたんだから、その範囲で指導するのが至当であつて、多々ますます弁ずということで、赤字があるなら税金をふやせといふような指導はなさるまいと思うのですが、これを一つお伺いしたい。

○太田国務大臣　ただいま事務当局からお話し申し上げました通り、各自治体にそれぞれ違つた事情がありますので、あるいはその自治体の考へるところによつて減税もしたり、増税もすることがあるかと思いますが、私の考え方としては、財政計画に盛つたその精神を持つて指導していただきたいと思ひます。昨今いろいろなことを聞きまして、先ほど北山さんの御指摘になりました学校の子供がふえるについて、学校の先生をたしか七千五百にふやすという計画がある。しかるにかかわらず各地において整理的なことをしているじゃないかというようなことも承わりまして、びっくりしていろいろ調べてみました。これは一例でござりますが、その問題につきましても明後年度に中学校でございますか、減つてくる状況になります。そのときになつて、ぱつとやつてはいけないから、新陳代謝をする意味におきまして、ほどうよくやっていきたいということの考え方を持つております。しかし七千五百人ふえるといふ、その計画には何の妨げもない方法でもつてやつていかなければならぬ。あるいは言葉なり表現なりが悪くて、非常に各地で神経を刺激したということも聞いておりますが、そ

